

特殊施設審査委員会要綱

(総則)

第1条 この要綱は、特殊施設審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務その他委員会に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、警防部長、予防部長、警防課長、予防課長、保安課長及び所轄消防署長をもって組織し、委員長は、所轄部長とし、副委員長には他の部長をこれに充てる（委員会の所掌事務）

第3条 委員会は、建築物、危険物施設等のうち特殊施設に係わる確認申請、許可申請、計画通知及び事前計画について、消防上の安全性を確保するための事項を必要に応じ調査検討し、審査するものとする。

(会議の招集)

第4条 委員会は、次の各号の一に該当する場合で委員長が必要と認めたとき、これを招集するものとする。

- (1) 火災予防上、特に必要があるとき。
- (2) 人命危険が予測されるとき。
- (3) 火災防ぎよの困難が予測されるとき。

(議事)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長を務めるものとする。

2 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代行するものとする。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めた関係職員及びその他の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができるものとする。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を消防局長に報告するものとする。

(指導)

第8条 委員会の審査結果については、所管課から関係者に対し、指導するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、所管課において処理するものとする。

附則

この要綱は、平成元年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。